【参考】

国家公務員における各種勤務時間制度（総合労働局作成)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 勤務形態 | 対象職員 | 勤務時間 | 休みの日 |
| ① | 基本 | 官執勤務時間で勤務する職員  （官庁の執務時間（開庁時間）：８時30分～17時） | ・１日７時間45分  ・１週間38時間45分  ・勤務時間は８時30分から17時までの時間帯で設定 | 土日及び祝日等 |
| ② | 時差通勤 | 交通混雑地域（東京都、さいたま市、横浜市等）にある官署に勤務する職員 | ・１日７時間45分  ・１週間38時間45分  ・大都市圏の通勤混雑緩和のため、出勤時間を段階的に設定 | 土日及び祝日等 |
| ③ | 早出・遅出  勤務 | 公務運営の事情又は育児、介護、修学等の事由により、①の職員とは異なる時間帯で勤務する職員（④の職員を除く） | ・１日７時間45分  ・１週間38時間45分  ・早朝や夕方など①の職員とは  異なる時間帯で勤務時間を設定 | 土日及び祝日等 |
| ④ | 交替制勤務等 | 公務運営の事情により、土日の勤務や24時間体制での勤務が必要な官署に勤務する職員（刑務官、航空管制官、税関職員等） | ・原則として４週間につき１週間平均38時間45分となるように弾力的に勤務時間を設定 | ４週間につき８日 |
| ⑤ | フレックス  タイム制 | 研究職員、専門スタッフ職俸給表適用職員など | ・職員の申告を経て、４週間につき１週間平均38時間45分となるように弾力的に勤務時間を設定 | 土日及び祝日等 |
| ⑥ | 裁量勤務制 | 招へい型任期付研究員 | ・１日７時間45分、１週間38時間45分勤務したものとみなす | 土日及び祝日等 |

※上記に合わせて、小学校就学前の子を養育しようとする職員が育児短時間勤務をすることができる